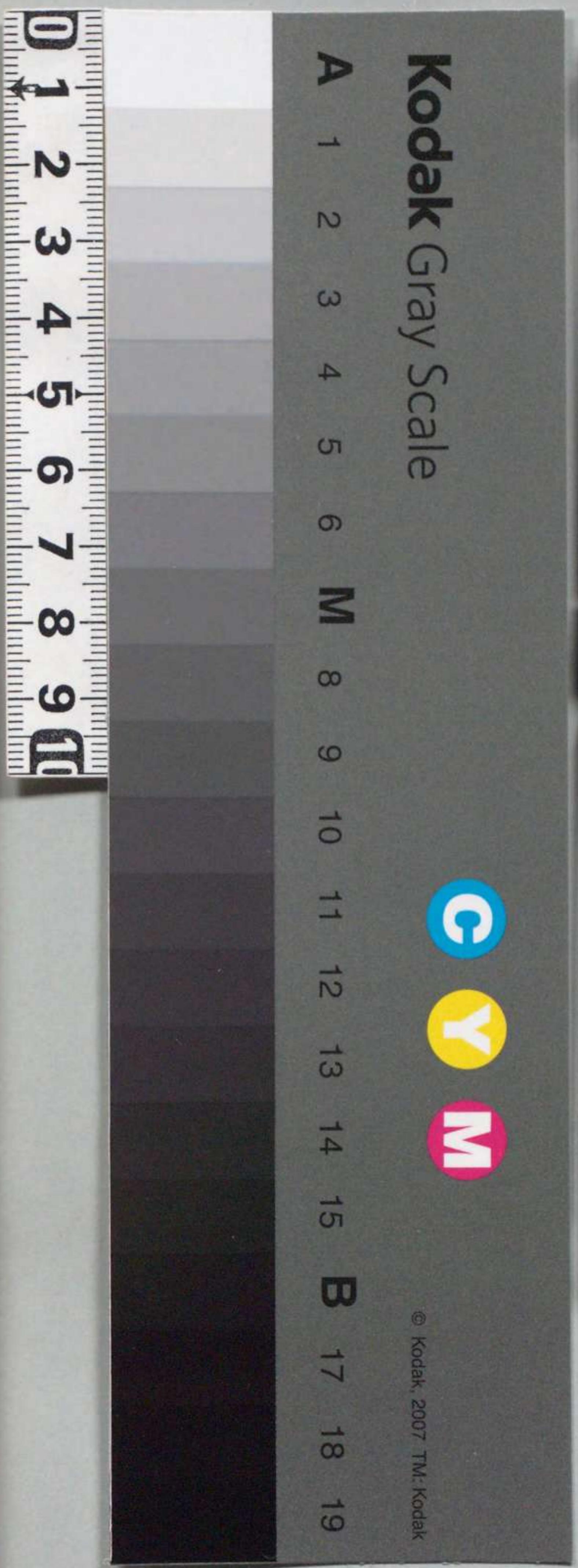
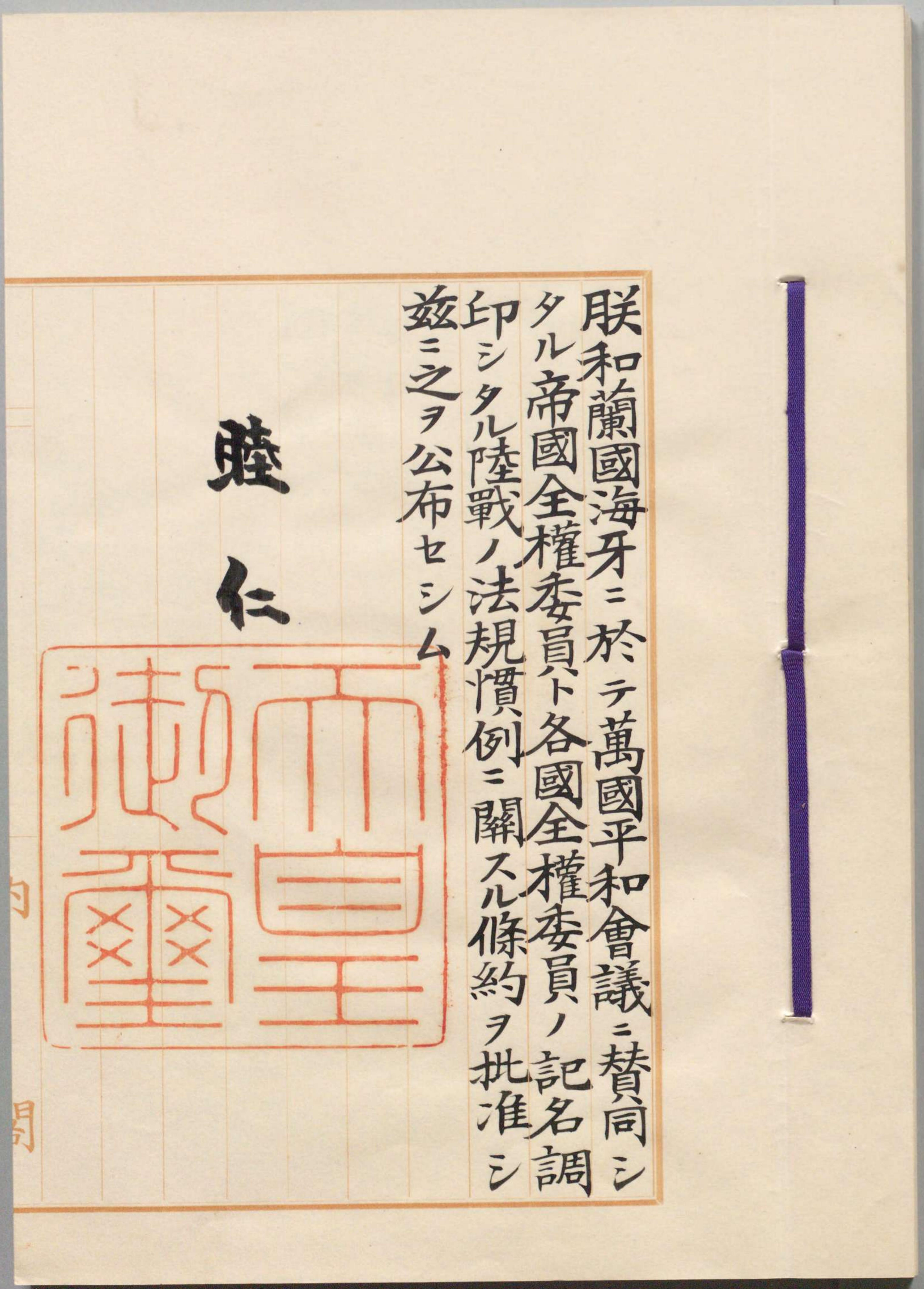


十六日丁酉
年月日
南台

経
四



明治三十三年十一月二十一日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長侯爵 西園寺公望
外務大臣 加藤高明

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約
獨逸國普魯西國皇帝陛下、奧地利國ボヘミヤ國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝
陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下
陛下、亞米利加合衆國大統領、墨西哥合衆
國大統領、佛蘭西共和國大統領、大不列顛
及愛蘭聯合王國兼印度國皇帝陛下、希臘
國皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇
帝陛下、盧森堡國大公ナッソ公殿下モ

内閣

月

ニテネグロ國公殿下、和蘭國皇帝陛下、波
斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇
帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國
皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇
帝陛下、瑞典諾威國皇帝陛下、土耳其國皇
帝陛下及勃爾牙利國公殿下ハ平和ヲ維
持シテ諸國間ノ戰鬪ヲ制止スルノ方法
ヲ講スルト同時ニ其ノ所願ニ反シテ萬
避クルコト能ハサル事變ノ為ニ兵力ニ
訴フルコトアルヘキ場合ヲ豫想スルノ

必要ナルコトヲ察シ斯ノ如キ非常ノ場
合ニ於テモ尚能ク人類ノ福利ト文明ノ
駿駿止ムコトナキ需要トニ副ハムコト
ヲ希望シ之カ為戰鬪ニ關スル一般ノ法
規慣例ハ一層精確ナラシムルヲ目的ト
シ又ハ成ルヘク戰鬪ノ慘苦ヲ減殺スヘ
キ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正
スルノ必要ヲ認メ二十五年前即チ千八
百七十四年比律悉會議ノ當時ニ於ケル
カ如ク今日モ亦賢明慈仁ナル先見ヨリ

内

關

出テタル前記ノ目的ヲ體シ陸戰慣習ヲ明確ニ規定スルヲ目的トスル許多ノ條規ヲ採用セリ
 締盟國ノ所見ニテハ右條規ハ軍事上ノ必要ト相容ルル限り努メテ戰鬪ノ慘害ヲ輕減スルノ希望ニ出テタル成案ニシテ交戰國相互間並人民トノ關係ニ於ケル交戰國ノ行動ノ準則タルヘキモノトス

實際ニ發生スル一切ノ場合ニ普ク適用

スヘキ規定ヲ今ヨリ豫メ協定シ置クヨト能ハスト雖明文ナキノ故ヲ以テ總テ規定ナキ場合ヲ舉テ軍司令官ノ擅斷ニ放任スルハ締盟國ノ意思ニ非ス
 締盟國ハ一層完備シタル戰鬪法典ノ編纂セラルルニ至ル迄ハ其ノ採用シタル條規ニ漏レタル場合ニ於テハ人民及交戰者カ從來文明國民ノ間ニ存立スル慣習人情ノ原理並公共良心ノ要求ヨリ生スル萬民法ノ原則ニ依リテ保護セラレ

内

關

且之ニ服従スヘキモノト宣言スルヲ以
テ適當ト認ム

締盟國ハ其ノ採用シタル規則中殊ニ第
一條及第二條ハ右ノ趣旨ヲ以テ解スヘ
キモノナルコトヲ宣言ス

締盟國ハ之カ為條約ヲ締結セムコトヲ
欲シ各各左ノ全權委員ヲ任命セリ
獨逸國普魯西國皇帝陛下

佛國駐劄獨逸國特命全權大使伯爵
ドミニュンステル

墺地利國「ボヘミヤ」國洪牙利國皇帝陛下

特命全權大使伯爵エルヴェルセル
スハインブ

和蘭國駐劄特命全權公使アレキサ
ンドルオコリクサニードコリクス
ナ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣衆議院議長オーギュスト
ベルネルト

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使伯爵ド・グレル・ロジエ

一

上院議員シユヴァリエー・デ・カン
丁抹國皇帝陛下

西班牙國皇帝陛下竝同皇帝陛下ノ名
大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄
スル特命全權公使侍從エフ・エ・ド・ビ
ル

ル

西班牙國皇帝陛下竝同皇帝陛下ノ名
ヲ以テスル攝政皇后陛下

前外務大臣公爵デ・テツアン
白耳義國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル特命全權公使ドブルヴエ・ラミー
レス・デ・ヴイーリヤ・ウルーチヤ
和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使アルツーロ・デ・バゲー
ル

亞米利加合衆國大統領
和蘭國駐劄特命全權公使スタンフ
オード・ニューウェル

四

周

四

附

墨西哥合衆國大統領

佛蘭西共和國政府ノ下ニ駐劄スル

特命全權公使ドミエー

白耳義國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス

ル辦理公使セニール

佛蘭西共和國大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員

レオニブルジヨア

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使ジヨールジユビウ

ル

特命全權公使衆議院議員男爵デツ

ールナルドコンスタン

大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇
帝陛下

樞密顧問官亞米利加合衆國駐劄特
命全權大使サージュリアンボーン
スフォート

和蘭國駐劄特命全權公使サーヘン
リーハワード

希臘國皇帝陛下

前内閣議長前外務大臣佛蘭西共和
國政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公
使ニイ、デリアンニ

伊太利國皇帝陛下

墺國駐劄伊太利國特命全權大使上
院議員伯爵ニイグラ

和蘭國駐劄特命全權公使伯爵アツ
アシニイニ

伊太利國衆議院議員コンマンドー

ルギー
リード

日本國皇
白耳義國馬谷特命全權公使本野一
郎

盧森堡國大公
ツソーレ公殿下

内閣議長國務大臣アイシェン
モシテネグロ國公殿下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄
スル露國全權大使コンセイエー、ブ
リヴェー、アクチュエルード、スター、ル

希臘國皇帝陛下

前内閣議長前外務大臣佛蘭西共和
國政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公
使ニイ、デリアンニ

伊太利國皇帝陛下

墺國駐劄伊太利國特命全權大使上
院議員伯爵アシニ

和蘭國駐劄命全權公使伯爵アツ

一グラ

伊太利

員コンマンドー



ルギードポンピーリー

日本國皇帝陛下

白耳義國駐劄特命全權公使本野一
郎

盧森堡國大公「ナッソ」公殿下

内閣議長國務大臣アイシェン

モシテネグロ國公殿下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄
スル露國全權大使「コンセイエー、ブ
リヴェー、アクチュエル」ドスターール

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣下院議員ヨンクヘール
アーペー、チエー、フアン、カルネベー
ク

前陸軍大臣參事院議官將官ヨツト、
チエー、チエー、デンベル、ポールチ
ュゲール

參事院議官テー、エヌ、エム、チエー、アツセ
ル

上院議員エー、エヌ、ラヒュセン

波斯國皇帝陛下

全露西亞國皇帝陛下及瑞典諾威國
皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全
權公使侍從武官將官ミルザ・リザ・カ
ン(アルファウッドウレ)

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下
前海軍及殖民大臣西班牙國皇帝陛
下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使
ペール・ダニ・ロワライヨーム伯爵デマ
セーヴ

全露西亞國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使ペーハデニロワ
イヨームドルネーラス、デ、ヴ アスコ
ンセーロス

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使伯爵デセリール
羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使アレキサンドルベル
デマン

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使ジヤン、エヌ、パピニウ
全露西亞國皇帝陛下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權大使ゴンセイエー、プリ
リヴエー、アクチュエルド、スター
ゴンセイエー、プリヴエード、マルテ
ンス

皇帝陛下ノ侍従ゴンセイエー、デタ
ー、アクチュエルド、バシリー

塞爾比亞國皇帝陛下

英國及和蘭國駐劄特命全權公使ミ
ヤトヴイツチ

暹羅國皇帝陛下

佛蘭西共和國政府ノ下ニ駐劄スル
特命全權公使ピアスリヤヌヴァート
ル
使ピアヴィスツダ

瑞典諾威國皇帝陛下

伊太利國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル特命全權公使男爵ドビルト

土耳其國皇帝陛下

前外務大臣參事院議官チュルカン
パシャー

外務省書記官長ヌーリー・ベー

勃爾牙利國公殿下

露西亞帝國政府ノ下ニ在勤スル外
交事務官博士ヂミトリ、イスタンシ

ヨツフ

内冊

開幕

在塞爾比亞國公使館附武官勃爾牙
利國參謀官陸軍少佐クリストヘツ
サプチエツフ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任状ヲ示
シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條
項ヲ協定セリ

第一條 締盟國ハ各其ノ陸軍ニ對シ
本條約附屬ノ陸戰ノ法規慣例ニ關ス
ル規則ニ遵依スル所ノ訓令ヲ發スヘ

シ

第二條 締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間
ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り締盟國ハ
第一條ニ掲ケタル規則ノ規定ヲ遵守
スルノ義務アルモノトス

右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟國間
ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國カ交戰國
ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スル
モノトス

第三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス

内冊

周

批准書ハ海牙ニ保管ス
ヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作リ
其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ
各締盟國ニ交付スヘシ

第四條 非記名國ハ本條約ニ加盟スル
コトヲ得ヘシ

非記名國カ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知
スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通
告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締

盟國ニ通知スヘシ

第五條 若締盟國中ノ一國ニ於テ本條
約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ
旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇
年ヲ経過スルニ非サレハ廢棄ノ効力
ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政
府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス
右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノ
ミニ止ルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記

内

開

名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於

テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國

奧地利洪牙利國

ミュンステル印

ヴエルセルスハインブ印

オコリクサニー印

アベルネルト印

伯爵ドグレルロジエー印

白耳義國

シユヴァアリエー、デカン印

丁抹國工フビル印

公爵デ、ツアン印

ドブルヴエ元デ、ヴィーリヤ、ウルーチヤ印

アルツーロ、デバゲール印

スタンフォード、ニュウェル印

ドミエー印

セニール印

レオン、ブルージョア印

ジェー、ビウール印

佛蘭西共和國

内

周

内

外

デツルネルド、コンスタン印

ポーンスフォート印

柰列顛支愛蘭國

ニー、デリアンニ印

希臘國

ニーグラ印

伊太利國

アツアンニー印

日本國

本野一郎印

盧森堡國

アイシェン印

和蘭國

スターク印

フアンカルネベーク印

デンベル、ポールチュゲール印
テー、エム、チュー、アッセル印
エー、エヌ、ラヒュセン印
ミルザリザカン（アルファウッドウレー）印

伯爵デマセーヴィジ印

ドルネーラスデヴァスコンセーロス印

伯爵デセリール印

アーベルダマン印

ジャンエヌバビニウ印

露西亞國

スターク印

羅馬尼亞國

ジャンエヌバビニウ印

波斯國

エー、エヌ、ラヒュセン印

ミルザリザカン（アルファウッドウレー）印

伯爵デマセーヴィジ印

ドルネーラスデヴァスコンセーロス印

伯爵デセリール印

アーベルダマン印

露西亞國

スターク印

内

外

印

印

アバシリイ印

塞爾比亞國 ミヤトヴィツチ印

暹羅國 ピアスリヤヌヴァトル印

ヴィスツグ印

瑞典諾威國 ビルト印

土耳其國 チュルカン印

スリリー印

勃爾牙利國 博士デスタンシヨフ印

陸軍少佐ヘツサブチエツフ印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣
示ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國海
牙ニ於テ萬國平和會議ニ贊同シタル帝
國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協
議決定シ記名調印シタル陸戰ノ法規慣
例ニ關スル條約ノ各條目ヲ親シク閲覽
點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然ス

ル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十年明治
三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ラ
名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵青木周藏印

條約附屬書

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則

第一款 交戰者

第一章 交戰者ノ資格

第一條 戰鬪ノ法規及權利義務ハ獨リ
之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左記ノ
條件ヲ具備スル所ノ民兵及義勇兵團
ニモ亦之ヲ適用ス

第一部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其
ノ頭ニアルコト

第二 遠方ヨリ看別シ得ヘキ固著

徽章ヲ有スルコト

第三 公然武器ヲ携帶スルコト

慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ於テハ之ヲ軍ノ名目中ニ包含ス

第二條 未タ占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ方リ第一條

ニ遵テ編成スルノ違ナク自然武器ヲ操リテ侵入軍隊ニ抗敵スル者ニシテ戰鬪ノ法規慣例ヲ遵守スル者ハ交戦者ト看做スヘシ

第三條 交戦國ノ兵力ハ戰鬪員及非戰鬪員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得敵ニ捕獲セラレタル場合ニハニ者均ク俘虜ノ取扱ヲ受ケルノ權利ヲ有ス

第二章 俘虜

第四條 俘虜ハ敵國政府ノ權内ニ屬シ

之ヲ捕獲シタル個人又ハ軍團ノ權内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱フヘキモノトス

兵器馬匹及軍用書類ヲ除キ凡ソ俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ依然其ノ所有タルヘシ

第五條 俘虜ハ之ヲ市邑城寨陣營其ノ他ノ場所ニ留置シ一定ノ境界以外ニ出テサル義務ヲ負ハシムルコトヲ得

ヘシ但シ已ムヲ得サル保安手段ニ出ツル場合ノ外之ヲ幽閉スルコトヲ得ス

第六條 國家ハ俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ應シテ労務者トシテ使役スルコトヲ得但シ其ノ労務ハ過度ナルヘカラス又一切作戦動作ニ關係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公衙一個人又ハ自己ノ為ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアル

ヘシ

國家ノ為ニスル勞務ハ内國陸軍軍人ヲ同一勞務ニ使役スル場合ニ適用スルト同一ノ割合ニテ賃銀ヲ支給スヘシ

他ノ公衙又ハ一個人ノ為ニスル勞務ニ關シテハ陸軍官衙ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ賃銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ其ノ解放ノ時

之ヲ交付ス但シ其ノ中ヨリ給養ノ費用ヲ控除スヘシ

第七條 政府ハ其ノ權内ニ在ル俘虜ヲ

給養スヘキ義務アリ

交戦國間ニ特別ノ協定ナキ場合ニハ食料寢具及被服ニ關シ俘虜ハ之ヲ捕獲シタル政府ノ軍隊ト對等ノ取扱ヲ受クヘシ

第八條 俘虜ハ之ヲ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律規則及命令ニ服

從スヘシ

總テ不從順ノ行為アルトキハ俘虜ニ
對シテ必要ナル嚴重手段ヲ施スコト
ヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達ス
ル前又ハ之ヲ捕獲シタル軍ノ占領セ
ル地方ヲ離ルル前ニ再ヒ捕ヘラレタ
ル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ

俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為
リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等

罰ヲ受クルコトナシ

第九條　俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問
ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキ
モノトス若之ニ背クトキハ同種ノ俘
虜ニ相應スル利益ヲ減殺セラルルコ
トアルヘシ

第十條　俘虜ハ其ノ本國ノ法律カ之ヲ
許ストキハ宣誓ノ後解放セラルルコ
トアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政
府竝之ヲ捕獲シタル國ノ政府ニ對シ

一身ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條 俘虜ヲ強迫シテ宣誓解放ヲ受ケシムルコトヲ得ス又敵國政府ハ必スシモ宣誓解放ヲ得ムトスル俘虜ノ諸願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ為シタル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失ヒ軍法會議ニ付セラルルコトアルヘシ

第十三條 新聞通信員及探訪者酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ為ササル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ陷ル所ト為リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益

ナリト認ムルトキハ其ノ所屬陸軍官
衛ノ證認狀ヲ携帶スル者ニ限り俘虜
ノ取扱ヲ受ケルノ權利ヲ有ス

第十四條 戰鬪開始ノ時ヨリ各交戰國
及場合ニ依リテハ交戰者ヲ版圖内ニ
收容スル中立國ニモ俘虜情報局ヲ設
置ス該局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合
ニ答フルノ任務ヲ有シ各俘虜ニ関ス
ル銘銘票ヲ作ル為各當該官衛ヨリ總
テ必要ナル通報ヲ受領ス俘虜ノ留置

移動入院竝死亡ニ關スル現況ハ該局
ヲシテ之ヲ知悉セシム

情報局ハ尚戰場ニ於テ發見セラレ又
ハ病院若ハ繩帶所ニ於テ死亡セシ俘
虜ノ遺シタル一切ノ自用品有價證券
書狀等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ
傳送スルコトヲ擔任ス

第十五條 慈善行為ノ媒介者タル目的
ヲ以テ其ノ國ノ法律ニ從ヒ正當ニ組
織セラレタル俘虜救恤協會及其ノ正

當ノ委任ヲ受ケタル代理者ハ其ノ博
愛ナル業務ヲ有効ニ遂行セムカ為軍
事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ
定メタル範圍内ニ於テ交戦國ヨリ一
切ノ便宜ヲ受クルコトヲ得ヘシ右協
會派出員ハ陸軍官衙ヨリ當人へ交付
シタル免許狀ニ據リ且該官衙ノ定メ
タル一切ノ秩序及風紀維持ニ關スル
法則ニ服從スヘキ旨書面ヲ以テ約ス
ルトキハ俘虜ノ留置所及其ノ送還途

中ノ休泊所ニ於テ救恤品ヲ分配スル
コトヲ許サルヘシ

第十六條 情報局ハ郵稅免除ノ特典ヲ
享有ス凡ソ俘虜ニ宛テ又ハ俘虜ヨリ
發送スル書狀郵便為替有價物茲小包
郵便物ハ發受ノ兩國茲通過國ニ於テ
總テ郵稅ヲ免除セラルヘシ
俘虜ニ宛テタル贈與及救恤ノ現品ハ
輸入稅其ノ他ノ諸稅及國有鐵道ノ運
賃ヲ免除セラルヘシ

第十七條 倉虜將校ハ本國ノ規則ニ其ノ規定アルトキハ俘虜ノ地位ニ在リテ給與セラルヘキ給料ヲ受クルコトヲ得但シ右ハ其ノ本國政府ヨリ償還スヘキモノトス

第十八條 俘虜ハ陸軍官衙ノ定メタル秩序及風紀維持ニ關スル法則ニ服從スルノ範圍内ニ於テ宗教ヲ遵行スルノ自由ヲ許サレ且其ノ宗門ノ禮拜式ニモ亦參與スルコトヲ許サルヘシ

第十九條 俘虜ノ遺言書ハ内國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ收領シ又ハ調製ス

俘虜ノ死亡證書及埋葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ且其ノ身分階級ニ相當シタル取扱ヲ為スヘシ

第二十條 和約締結ノ上ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ送還スヘシ

第三章 病者及傷者

第二十一條 病者及傷者ノ取扱ニ關ス

ル交戦者ノ義務ハ千八百六十四年八月二十二日「ジユネヴァ」條約及將來之ニ加フルコトアルヘキ修正ニ據ル

第二款 戰鬪

第一章 害敵手段攻圍及砲撃
第二十二條 交戦者ハ害敵手段ノ選擇上無限ノ權利ヲ有スルコトナシ

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

- (イ) 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト
(ロ) 敵ノ國民又ハ軍ニ屬スル者ヲ欺罔ノ行為ヲ以テ殺傷スルコト
(ハ) 兵器ヲ捨て又ハ自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵兵ヲ殺傷スルコト
(ニ) 助命セサルノ宣言ヲ為スコト
(ホ) 無益ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器彈丸其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

(ヘ) 濫ニ軍使旗及國旗其ノ他軍用ノ
標章竝敵兵ノ制服及「ジエネヴァ」條
約ノ徽章ヲ使用スルコト

(ト) 戰爭ノ必要上萬已ムヲ得サルノ
外敵ノ財產ヲ破壊シ又ハ押收ス
ルコト

第二十四條 奇計竝敵情地形探知ノ為
必要ナル手段ノ行使ハ適法ト看做ス
第二十五條 防守セサル市府町村落居
宅又ハ建物ヲ攻撃又ハ砲擊スルヲ禁

第二十六條 攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲
ノ場合ノ外砲擊ヲ始ムル前ニ其ノ旨
ヲ官廳ニ通告スル為凡ソ其ノ權内ニ
屬スル總テノ手段ヲ盡スヘキモノト
ス

第二十七條 攻圍及砲擊ニ於テハ宗教
技藝學術及慈善ノ為設ケラレタル建
物病院竝病者傷者ノ收容所ハ其ノ現
ニ軍事上ノ目的ニ供セラレサルニ於

テハ成ルヘク之ニ害ヲ加ヘサル為必要ノ手段ヲ施入ヘシ

被圍者ハ豫メ攻圍者ニ通知シタル看易キ特別ノ徽章ヲ以テ此等ノ建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務アリ

第二十八條 突擊ヲ以テ攻拔シタル市府又ハ其ノ他ノ地域ト雖掠奪ヲ行フコトヲ禁ス

第二章 間牒

第二十九條 一方ノ交戦者ニ通知スル

ノ意思ヲ以テ他ノ一方ノ作戦地帶内ニ於テ隠密ニ行動シ又ハ虚妄ノ口實ヲ構ヘテ各種ノ情報ヲ收集シ若ハ收集セムトル者ノ外之ヲ間牒ト看做スコトヲ得ス故ニ假扮セサル軍人ニシテ情報ヲ收集セムカ為敵軍ノ作戦地帶内ニ進入シタル者ハ之ヲ間牒ト看做サヌ又軍人タルト否トヲ問ハス自國ノ軍又ハ敵國ノ軍ニ宛テタル信書ヲ傳達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之ヲ間牒ト看做サヌ信書

ヲ傳達スル為及總テ一軍又ハ一地方ノ各部間ノ聯絡ヲ通スル為輕氣球ニテ派遣セラレタル者モ均ク此ノ部類ニ屬スルモノトス

第三十條 現行中捕ヘラレタル間牒ハ先ツ裁判ニ付シタル上ニ非サレハ之ヲ罰スルコトシ得ス

第三十一條 一旦所屬軍ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ為ニ捕ヘラレタル間牒ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク其ノ前ノ

間牒行為ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコトナシ

第三章 軍使

第三十二條 交戦者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ他ノ一方ト談判ヲ開ケ為白旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使竝之ニ隨從スルコトアルヘキ喇叭手鼓手旗

手及通譯者ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル軍隊ノ司令官ハ必スレモ之ヲ受ケルノ

義務ナキモノトス

司令官ハ軍使カ其ノ使命ヲ利用シテ
軍情ヲ探知スルヲ防クニ必要ナル一
切ノ手段ヲ施スコトヲ得
司令官ハ軍使カ其ノ特權ヲ濫用シタ
ル場合ニハ一時之ヲ抑留スルノ權利
ヲ有ス

第三十四條 軍使特權ヲ利用シテ欺罔
ノ行為ヲ為シ又ハ之ヲ教唆シタルノ
證迹分明掩フヘカラサルトキハ其ノ
ヲ有ス

不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條 雙方ノ間ニ協定スル降伏
規約ニハ軍人ノ名譽ニ關スル慣例ヲ
參酌スヘキモノトス

降伏規約確定ノ上ハ雙方ニ於テ嚴密
ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章 休戦

第三十六條 休戦ハ交戦者雙方ノ合意
ヲ以テ作戦動作ヲ中止ス若其ノ期限

ノ定メナキトキハ交戦者ハ何時ニテ
モ再ヒ之ヲ開始入ルコトヲ得但シ休
戦ノ條件ニ遵依シ約定ノ時期ニ於テ
其ノ旨ヲ敵ニ通告スヘキモノトス
第三十七條 休戦ハ全部ニ亘リ又ハ一
局部ニ限ルコトヲ得其ノ全部ニ亘ル
モノハ普ク交戦國間ノ作戦動作ヲ中
止シ其ノ一部ニ限ルモノハ單ニ特
定ノ地域内ニ於テ交戦軍ノ或ル一部
間ニ之ヲ中止スルモノトス

第三十八條 休戦ハ時機ヲ失ハス之ヲ
關係官衙及軍隊ニ公然通告スヘシ通
告ノ後即時ニ又ハ約定ノ時期ニ至リ
戦鬪ヲ中止ス

第三十九條 戰地ニ於テ交戦者ト人民
トノ間及交戦者相互間ニ為シ得ヘキ
交通ハ規約者ニ於テ休戦規約ノ條項
ヲ以テ規定スルモノトス

第四十條 休戦規約者ノ一方ニ於テ容
易ナラサル規約違反アルトキハ他ノ

一方ハ規約廢棄ノ権利アルノミナラ
ス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戰鬪ヲ開
始スルコトヲ得

第四十一條 一個人カ自己ノ發意ヲ以
テ休戰規約ノ條款ニ違反シタルトキ
ハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ若損
害ヲ受ケタルトキハ其ノ賠償ヲ要求
スルノ權利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款 敵國ノ版圖内ニ於ケル

軍衛ノ權力

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍
ノ權力内ニ歸シタルトキハ之ヲ占領
セラレタルモノト看做ス

占領ハ右權力ノ成立シテ且行使セラ
ルヘキ地域ヲ以テ限トス

第四十三條 正當ノ權力事實上占領者
ノ手ニ移リタル以上ハ占領者ハ萬已
ムヲ得サル場合ノ外占領地ノ現行法
律ヲ尊重シテ成ルヘク公ノ秩序及衆
庶ノ生活ヲ回復保障スルノ目的ヲ以

テ其ノ權内ニ屬スル總テノ手段ヲ施
スヘシ

第四十四條 古領地ノ人民ヲ強迫シテ
其ノ本國ニ敵對スヘキ作戰動作ニ加
ハラシムルコトヲ禁ス

第四十五條 古領地ノ人民ヲ強迫シテ
其ノ敵國ニ臣從ノ誓ヲ為サシムルコ
トヲ禁ス

第四十六條 家族ノ名譽及權利個人ノ
生命及私有ノ財產並宗教ノ信仰及其

ノ遵行ハ之ヲ尊重セサルヘカラス
私有財產ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス
第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

第四十八條 古領者若古領地内ニ於テ
從來國家ノ為ニ設ケタル租稅賦課金
及通行稅ヲ徵收スルトキハ成ルヘク
現行ノ賦課規則ニ依テ之ヲ徵收スヘ
シ此ノ場合ニ於テハ古領者ハ古領地
行政ノ費用ヲ支辨スルコト一ニ正當
政府カ支辨セシ所ト同様ノ程度ニ於

テスルノ義勢アルモノトス

第四十九條 古領者若古領地ニ於テ前
條ニ掲ケタル租稅ノ外他ノ取立金ヲ
命スル場合ニハ軍又ハ古領地行政上
ノ需要ニ應スルノ外之ヲ為スコトヲ
得ス

第五十條 人民ニ對シ其ノ聯帶ノ責ア
リト認ムヘカラサル一個人ノ行為ノ
為金錢其ノ他ノ連坐罰ヲ科スヘカラ
ス

第五十一條 凡ソ取立金ハ高級司令官
ノ責任ノ下ニ命令書ヲ以テスルノ外
之ヲ徵收スルコトヲ得ス

右取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課
規則ニ據ルニ非サレハ之ヲ徵收スヘ
カラス

凡ソ取立金ニ對シテハ其ノ納付者ニ
領收證ヲ交付スヘシ

第五十二條 現品ノ徵發及課役ハ古領
軍需要ノ為ニスルニ非サレハ市町村

又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコト
ヲ得ス徵發ハ其ノ地方ノ資力ニ相應
シ且人民ラシテ其ノ本國ニ敵對スル
作戰動作ニ與ルノ義務ヲ負ハシメサ
ル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徵發及課役ハ占領シタル一局地ニ
於ケル司令官ノ許可アルニ非サレハ
之ヲ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ハ成ルヘク卽金ニテ之ヲ
支拂フヘク否ラサレハ領收證ヲ與ヘ

テ之ヲ證明スヘシ

第五十三條 一 地方ヲ占領シタル軍ハ
本來國有ニ屬スル現金基金有價證券
兵器廠輸送材料倉庫糧秣其ノ他總テ
作戰動作ニ供ヘルコトヲ得ヘキ國有
動產ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス
鐵道材料陸上電信電話海上法ノ規定
外ニ在ル汽船其ノ他ノ船舶兵器廠其
ノ他一切ノ軍需品ハ會社若ハ個人ニ
屬スルモノタリトモ均ク作戰動作ニ

供スヘキ性質ヲ有スルモノニ屬ス然レトモ平和回復ノ際ニハ之ヲ返還シ及之カ補償ヲ為スヘキモノトス

第五十四條 中立國ヨリ來レル鐵道材料ハ該國ノ國有タルト會社又ハ個人ノ所有タルトヲ問ハス成ルヘク速ニ之ヲ還送スヘシ

第五十五條 占領者タル國ハ敵國ノ國有ニ屬シ其ノ占領地内ニ存在スル公有ノ建物不動產森林及農作地ノ管理セサルヘカラス

第五十六條 市町村ノ財産並宗教慈善教育技藝及學術ノ為設ケラレタル營造物所屬ノ財產ハ國有ニ屬スルモノト雖私有財產同様之ヲ取扱フヘシ總テ這般ノ營造物歷史上ノ紀念建造物技藝及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押

收シ破壊シ又ハ毀損スルコトヲ禁ス
犯ス者ハ之ヲ訴追スヘキモノトス

第四款 中立國內ニ留置スル交

戰者及救護スル傷者
第五十七條 交戰軍ニ屬スル軍隊ヲ其
ノ版圖内ニ收容シタル中立國ハ成ル
ヘク之ヲ戰場ヨリ遠隔シタル地ニ留
置スヘシ

中立國ハ此等軍隊ヲ陣營内ニ監守シ
又ハ城寨若ハ特ニ之ヲ為ニ設備シタ

ル場所ニ幽閉スルコトヲ得ヘシ
將校ヲシテ許可ナクシテ中立國ノ版
圖以外ニ出テサル旨ヲ宣誓セシメ以
テ解放スルト否トハ中立國ノ決スル
所トス

第五十八條 特別ノ條約ナキトキハ中
立國ハ其ノ留置シタル人員ニ食料被
服ヲ給與シ人情ニ訴ヘテ必要ト認ム
ル救助ヲ與フヘシ

留置ノ為ニ生シタル費用ハ平和回復

ノ上償却セラルヘシ

第五十九條 中立國ハ交戰軍ニ屬スル
傷者及病者カ其ノ版圖内ヲ通過スル
ヲ許スコトヲ得ヘシ但シ之ヲ輸送ス
ル列車ニハ戰鬪ノ人員及材料ヲ搭載
セサルヲ條件トスヘシ斯ノ如キ場合
ニ於テハ中立國ハ之カ為必要ナル保
安及監督ノ處置ヲ施スヘキモノトス
前記ノ條件ニ依リテ甲交戰國カヒ交
戰國ニ屬スル傷者及病者ヲ中立國ノ

版圖内ニ伴レ來ルトキハ中立國ハ之
ヲ監守シテ再ヒ作戰動作ニ與ルコト
能ハサランムヘシ甲交戰國ヨリ依頼
ヲ受ケタル傷者及病者ニ對シテモ亦
同一ノ義務ヲ有スヘシ

第六十條 ジュネヴァ條約ハ中立國ノ版
圖内ニ留置シタル病者及傷者ニモ亦
之ヲ適用ス

